

勝訴！ 沖縄ジュゴン 「自然の権利」訴訟

アメリカで

日米の運動は
まだまだ続きます…



みなさんのおかげです。
ありがとう！

多くの方々からのご支援で2003年9月より裁判を続けておりました、沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟は、2008年1月24日、勝訴判決を勝ち取ることができました。

今後、この判決を有力な手段としてさらに運動を前進させる所存です。

アメリカの裁判制度ではジュゴンが確実に守られる環境が整うまで、裁判は続きます。

ぜひ、会員になって裁判を支えて下さい。

沖縄ジュゴン訴訟判決

米国防総省にアクセス要求

普天間移設へ影響必至

米国防総省は、沖縄県浦添市の普天間飛行場の移設問題について、日本政府に「アクセス要求」を突きつけた。日本政府は「アクセス要求」を拒否し、米国防総省は「違法」だと批判している。

米国防総省は、普天間飛行場の移設問題について、日本政府に「アクセス要求」を突きつけた。日本政府は「アクセス要求」を拒否し、米国防総省は「違法」だと批判している。

判決要旨
米国防総省は、普天間飛行場の移設問題について、日本政府に「アクセス要求」を突きつけた。日本政府は「アクセス要求」を拒否し、米国防総省は「違法」だと批判している。

識者「基地移設禁止も」

識者「基地移設禁止も」
「普天間飛行場の移設は、沖縄県民の生活に大きな影響を及ぼす。基地移設禁止も検討されるべきである。」

米国防総省が敗訴



「大勝利 移設断念を」

「大勝利 移設断念を」
ジュゴン訴訟判決
米司法の壁 原告評価
谷認派困惑 混乱を懸念

払込取扱票														
00	口座番号													
0	1	0	7	0	6	3	1	1	7	9	金額			
「自然の権利」基金											料	金	特殊	取扱
送金内容に√して下さい。												D		
<input type="checkbox"/> 「自然の権利」基金の会員になります。入会金 ¥3,000 <input type="checkbox"/> 寄付します。 ¥														
差し支えなければお知らせ下さい。														
E-mail												受付局日附印		
FAX														
年齢 ~10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代~														
おとこ (郵便番号)												様		
おなまえ														
(電話番号)														

払込金受領証														
口座番号											金額			
0	1	0	7	0	6	3	1	1	7	9	金額			
「自然の権利」基金											料	金	特殊	取扱
加入者名											受付局日附印			
おなまえ														
ご依頼人											様			
(消費税込み)														
受付局日附印														
料											金	特殊	取扱	
円														

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押ししてください。切り取らないで郵便局にお出しください。

裏面の注意事項をお読みください。(私製承認大第3442号)
これより下部には何も記入しないでください。

沖縄ジュゴン「自然の権利」訴訟

●ジュゴンの危機！

ジュゴンは、熱帯から亜熱帯にかけて生息している哺乳類で、世界的に絶滅が心配されています。日本では、沖縄本島東海岸の辺野古（へのか）沖を中心に数十頭しかいないと推定される中、この海に米軍基地が建設されようとしています。

●沖縄ジュゴン、勝訴！

そこで、沖縄ジュゴンが、沖縄の人たちや日米の自然保護団体と共に2003年9月、アメリカのサンフランシスコ連邦地方裁判所に、保護政策を求める訴訟を提起しました。被告は、米国防総省と国防長官です。

数年間にわたる裁判活動の結果、2008年1月24日、裁判所は原告の訴えを認める判決を出しました。内容は、米国防総省はジュゴンへの配慮を行っていないこと、ジュゴンは米国の文化財保護法（NHPA）で保護される文化財であり、国防総省はジュゴンについての影響調査の方法を記した書面を90日以内に提出せよ、というものでした。裁判所は今後も、国防総省らがジュゴンに対する配慮を適切に行うかどうかを見守ります。

今回のNHPA適用は、海外案件では初めてのことで、国防総省は海外での活動（基地建設）による他国の文化遺産の損壊回避にも注意を払う責任がある、と裁判所が認めた、非常に意義の大きい判決です。

●ジュゴンが確実に守られる日まで…

米国の裁判制度ではジュゴンが確実に守られる環境が整うまで、裁判は続きます。この裁判を通して、ジュゴン保護と米軍基地建設は並び立たないことを明らかにし、日本のジュゴン保護に国際水準を用いるよう求めています。

この訴訟には、日米あわせて十数名の環境派弁護士がプロジェクトチームを結成し、全力で取り組んでいます。

「自然の権利」基金では、皆様から会費や寄付という形でお預かりし、日本側の弁護団の活動費用を拠出しています。具体的には、弁護士や原告たちの渡航費用・米国の弁護士や環境保護団体のスタッフを招く費用、加えて、翻訳・書類取り寄せ費用などです。

この裁判は、世論の後押しが必要不可欠です。ぜひ、応援をよろしくお願ひ申し上げます。

この受領証は、郵便局で機械処理をした場合は郵便振替の払込みの証拠となるものですから大切に保存してください。

「自然の権利」基金は、アマミノクロウサギを原告とした「奄美『自然の権利』訴訟」を契機に1996年に設立されました。自然保護のために裁判などの法的手段を利用する人々を応援しています。



ご注意

この払込書は、機械で処理しますので、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

「自然の権利」基金では、次の裁判も応援しています。

えりもの森裁判
核燃サイクル阻止1万人訴訟
設楽ダム訴訟
鶴の浦世界遺産訴訟
諫早湾「自然の権利」訴訟
「よみがえれ！有明」訴訟

赤江浜「自然の権利」訴訟
奄美ウミガメ訴訟
沖縄命の森やんぼる訴訟
泡瀬干潟「自然の権利」訴訟
石垣島・白保「自然の権利」訴訟
コトバンジャン・ダム訴訟

会員募集中!

- 下の振込用紙に必要な事項を明記してご送金ください。
- 入会金3,000円・年会費3,000円（初年度年会費は無料、入会翌年の1月よりいただきます）
- ご入会いただいた方へ、活動報告誌『「自然の権利」基金通信』をお送りしております。

「自然の権利」基金

事務局長 弁護士 籠橋隆明

〒453-0015 名古屋市市中村区椿町15-19
大和生命名古屋ビル2階

TEL.052-459-1752 FAX.052-459-1751

E-mail…shizennokenri@green-justice.com
URL…http://www.f-rn.org/

「自然にも権利があります」と言うと、多くの方は変に思うかもしれません。

しかし各地で進む深刻な自然破壊により、

私たちのまわりから磯の香りや小鳥のさえずりが消えたとき、

私たちははたして、これらに替わる深いよこびを

見つけることができるでしょうか。

自然が自然のままであることのかけがえのなさを肌で感じることはないでしょうか。

メダカまでもが絶滅を心配されている今日、

深刻な自然破壊を前に私たちは「自然にも生きる権利があれば・・・」と

願うことも稀ではありません。

それは、人と自然との関係の中で生まれた、すぐれて人間的な感性です。

「大切なものが失われた」と自然が破壊されたときに

私たちが受ける素朴で純粋な印象こそが「自然の権利」の原点です。

裁判は、法廷で誰もが対等に自然保護を議論し、

様々な資料の突き合わせをすることのできる手段ですが、

その半面、非常に経費のかかる現実があります。

原告たちや弁護士が裁判所へ通う交通費や、

裁判官に実際に現地を見てもらう「現地検証」の費用もかなりかかります。

自然保護訴訟は、その自然に関わりを持つ人たちが原告となって訴えますが、

思いを同じくする人々は少なくないはずですが、

そこで、そのお気持ちを、資金援助という形で表していただければ、嬉しいのです。

ぜひ、ご入会もしくはご寄付をよろしくお願ひいたします。

この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。